| | |
|---|---|
| 小笠 | 静岡県掛川市、御前崎市及び菊川市 |
| 豊橋 | 愛知県豊橋市 |
| 渥美 | 愛知県田原市 |
| （略） | （略） |
| 鳥取中部 | 鳥取県倉吉市並びに東伯郡琴浦町及び北栄町 |
| 出雲 | 島根県出雲市 |
| 香川中央 | 香川県高松市及び木田郡 |
| 仲多度 | 香川県丸亀市、善通寺市及び仲多度郡 |
| 綾坂 | 香川県坂出市及び綾歌郡 |
| 三豊 | 香川県観音寺市及び三豊市 |
| 大川 | 香川県さぬき市及び東かがわ市 |
| 幡多 | 高知県宿毛市、土佐清水市、四万十市並びに幡多郡大月町及び三原村 |
| （略） | （略） |

三十～三十二　（略）
三十三　冬レタス

| 野菜指定産地名 | 区域 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 八代 | 熊本県八代市及び八代郡 |
| 玉名 | 熊本県玉名市 |
| （略） | （略） |

| | |
|---|---|
| （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） |
| （略） | （略） |
| 鳥取中部 | 鳥取県倉吉市並びに東伯郡琴浦町及び北栄町 |
| （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） |
| （略） | （略） |

三十～三十二　（略）
三十三　冬レタス

| 野菜指定産地名 | 区域 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 八代 | 熊本県八代市及び八代郡 |
| （新設） | （新設） |
| （略） | （略） |

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

**○環境省告示第二十四号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得した財産等の処分制限期間を定める件（昭和五十六年七月環境庁告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年五月八日

環境大臣　石原　宏高

第二号中「環境庁長官」を「環境大臣」に改め、第三号の表以外の部分中「別表一及び別表二」を「別表」に改め、同号の別表二を削り、別表一を次のように改める。

**別表**

| 補助金等の名称 | 処分を制限する財産の名称等 | | 処分制限期間（年） |
|---|---|---|---|
| | 施設設備等の分類 | 財産の名称、構造等 | |
| 地球温暖化対策推進事業費補助金 | 建物 | 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの | 五〇 |
| | | 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの | |
| | | 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | 四七 |
| | | 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの | 三四 |
| | | 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの | 四一 |
| | | その他のもの | |
| 地域環境保全対策費補助金 | | 旅館用又はホテル用のもの | 三一 |
| | | 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの | 三九 |
| | | その他のもの | 三九 |
| 循環型社会形成推進事業費補助金 | | 店舗用のもの | 三九 |
| | | 病院用のもの | 三九 |
| 産業廃棄物適正処理推進費補助金 | | 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの | 三八 |
| | | 公衆浴場用のもの | 三一 |
| 廃棄物処理施設整備交付金 | | 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの | |
| | | 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの | 二四 |
| 循環型社会形成推進交付金 | | 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの | 三一 |
| 環境保全施設整備費補助金 | | その他のもの | |
| 生物多様性保全推進交付金 | | 倉庫事業の倉庫用のもの | |
| 鳥獣捕獲等事業交付金 | | 冷蔵倉庫用のもの | 二一 |
| 環境保全施設整備交付金 | | その他のもの | 三一 |
| 自然環境整備交付金 | | その他のもの | 三八 |
| 公害保健福祉事業費補助金 | | れんが造、石造又はブロック造のもの | 四一 |
| 自立支援型公害健康被害予防事業補助金 | | 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの | 三八 |
| | | 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | 三八 |
| | | 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの | 三八 |
| | | 旅館用、ホテル用又は病院用のもの | 三六 |